

# 税務署からのお知らせ

## 医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。  
なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

- ※1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(例：おもつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。
- ※2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

## セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要となります。

- ※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

### 公的年金等を受給されている方へ ~確定申告不要制度のお知らせ~

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- \* 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。  
なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。  
また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

問合  
取課  
048-60016223  
048-60016223  
048-60016223  
048-60016223

納付書につきましては納期限の10日前頃に、該当事業所に郵送します。  
また、保険料納付については口座振替が便利です。申し込み手続については厚生労働省ホームページをご覧ください。

**税務課**  
**埼玉労働局から**  
**事業主の皆さんへ**  
**労働保険のお知らせ**  
○労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納期限は1月31日です。  
納付書につきましては納期限の10日前頃に、該当事業所に郵送します。

**税務課**  
**町民課**  
**納期限は1月31日です**  
金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている納付場所において、納期限内に納付をお願いいたします。  
口座振替の方は、1月31日に所定の口座から引き落としされます。通帳残高のご確認をお願いいたします。

源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期

**町民課**  
**源泉徴収票が送付されます**  
老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。

**町民課**  
**医療費が高額になったとき**  
医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当する世帯には診療月のおおむね3か月後に通知します。通知が届いてから、申請手続きを行ってください。その際に、診療分の領収書を確認しますので、大切に保管しておいてください。

**町民課**  
**たとき**  
また、あらかじめ国保担当窓口にて、「限度額適用認定証」を申請し(保険税を滞納していると交付されません)医療機関の窓口で提示すれば、窓口での支払が所得区分に応じた限度額までとなります。

# 町県民税・所得税の申告受付が2月16日から始まります

## ご注意ください

◎次に該当される方は、東松山市民文化センター確定申告会場での受付となります。

- ◇株式を売却し損益がある方【“損失の繰越控除”がある方を含む】
- ◇土地・建物を売却し損益がある方【売却先が“公的機関”の方は町で受付できます】
- ◇株の配当金・先物取引・FX取引・外国税控除がある方
- ◇収支内訳書を作成していない(わからない)方
- ◇住宅借入金等特別控除を初めて受ける方及び連帯債務がある方
- ◇青色・損失申告、過年分・更正・修正申告、贈与税・消費税申告をされる方、及び雑損控除がある方
- ◇困難な内容の申告をされる方



## 申告受付日程および会場

＜受付時間＞ 9時～11時・13時～16時

月 日	該 当 地 区	会 場
2月16日(金)	菅谷1区・2区	ふれあい交流センター
19日(月)	菅谷3区・4区・5区	
20日(火)	菅谷6区・7区	
21日(水)	菅谷8区・9区	
22日(木)	平澤	
23日(金)	鎌形	
26日(月)	遠山・千手堂	
27日(火)	大蔵・根岸・將軍沢	
28日(水)	むさし台	
3月1日(木)	川島	
2日(金)	川島	
5日(月)	志賀1区	
6日(火)	志賀2区	
7日(水)	志賀2区	
8日(木)	古里	
9日(金)	吉田	
12日(月)	越畑・勝田	
13日(火)	広野	
14日(水)	杉山・太郎丸	
15日(木)	予備日	

- 土・日曜日は除きます。  
(土曜日午前中の開庁時も受付はいたしません。)
- 混雑の状況で、午前中受付されても相談が午後になる場合があります。
- 町県民税申告書の提出は郵送でも受付できます。
- 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの所得及び所得控除の内容を対象といたします。

問合せ  
税務課 課税担当 ☎62-2153

## 申告が必要な方

### 住民税＜町県民税＞

平成30年1月1日現在、嵐山町に住所がある方で、平成29年中に所得のある、次の事項に該当する方です。  
①給与支払報告書が勤務先から役場に未提出の方  
②給与所得者で平成29年途中で退職し、その後再就職していない方  
③国民健康保険に加入している方  
④給与所得者で、給与・退職所得以外の所得がある方

### 所得税

- ①平成29年中の給与収入が200万円超の方
- ②給与を2か所以上からもらっている方
- ③給与所得者で、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円超の方
- ④営業・農業・不動産所得者で各種所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方
- ⑤医療費控除等の所得控除を受ける方

### 持参していただく書類

- 本人確認書類(下記AまたはBのどちらか)  
(A)マイナンバーカード(個人番号カード)  
(B)番号確認書類(※1)+身元確認書類(※2)  
※1 個人番号が記載された通知カード、住民票の写し等  
※2 運転免許証、医療保険の被保険者証等
- 申告書(税務署や役場から郵送された方)
- 印鑑(朱肉を必要とするものをご持参ください)
- 平成29年分源泉徴収票及び支払調書等の原本
- 収支内訳書及び帳簿等(営業・農業の事業所得、不動産所得のある方)
- 不動産所得のある方は、該当物件の固定資産税の納税通知書(課税明細書)
- 国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続保険料等の領収書、支払証明書等
- 生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料含む)の控除証明書
- 医療費通知(医療費のお知らせ)、医療費の領収書及び個人ごとの医療費内訳を合計[補てん額があれば差引く]した「医療費控除の明細書」(医療費控除を受ける方)なお、今年度より医療費控除が変わりますので、詳細は次ページをご確認ください。
- 通帳または振込先がわかるもの(所得税還付申告者本人名義)
- その他参考となる書類